

協立監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

令和 8 年 10 月 6 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項の規定に基づき、協立監査法人（法人番号 8120005004101、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 業務管理態勢

当監査法人は、経営理念として「高品質・プロフェッショナルかつリーズナブルなサービスを誠実に信頼を得られるようクライアント及び社会に提供すること」を掲げ、経営理念を達成するための行動指針として、「監査するにあたっては品質管理を最優先とすること」を掲げている。

また、当監査法人は、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）による令和 6 年度品質管理レビューにおける指摘事項に対する根本原因分析を実施した上で、当該指摘に対応する改善措置を実施したとしている。

しかしながら、理事長を含む各社員は、自らを含む監査実施者において、監査の基準及び現行の監査の基準が求める手続の水準の理解が不足している状況や、被監査会社の主張を批判的に検討する意識が不足している状況を的確に把握していない。このため、理事長を含む各社員は、法人全体の適正な監査品質の確保に向けた社員としての職責・役割を適切に果たしていない。

また、理事長を含む各社員は、他の社員が実施した個別監査業務に係る監査品質を批判的に検討する姿勢に欠けるなど、監査品質を改善・向上する意識が不足している。このため、理事長を含む各社員は、監査業務に係る審査、定期的な検証、品質管理レビューでの指摘事項に対する改善施策の実施等において、社員間の相互牽制・相互監視機能を適切に発揮できていない。

さらに、理事長を含む各社員は、適切な業務管理を実施するためには倫理規則や内部規程等の所定の規則を遵守する必要があることを、十分に理解していない。このため、理事長を含む各社員は、独立性に係る検討や法人の意思決定において、倫理規則や内部規程等の遵守状況を相互に監視する意識が不足している。

こうしたことから下記 2 に記載するとおり、品質管理態勢において、独立性に係る検討、監査業務に係る審査、品質管理レビューでの指摘事項の改善状況及び定期的な検証に関して重要な不備が認められるほか、広範かつ多数の不備が認められる。

また、下記 3 に記載するとおり、今回の審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に監査の基準及び現行の監査の基準が求める手

続の水準の理解が不足している状況、業務執行社員及び監査補助者に批判的な検討を行う意識が不足している状況並びに業務執行社員が監査補助者を過度に信頼している状況が認められ、それらに起因する重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められる。

2. 品質管理態勢

(独立性に係る検討)

当監査法人は、理事長の令和6年3月期以降は特定の被監査会社への監査関連業務の提供が禁止される期間中の業務の提供等から生ずる以下の(1)及び(2)その他の疑義について、独立性の観点からの検討を十分に実施していない。

- (1) 当該業務が、協会の倫理規則における自己レビューという阻害要因を生じさせる業務に該当する可能性がある。
- (2) 当該業務における理事長の関与が、倫理規則における馴れ合いという阻害要因及び自己利益という阻害要因を生じさせる可能性がある。

(監査業務に係る審査)

審査担当者は、監査チームが実施した、経営者による内部統制の無効化に係るリスク対応手続、収益認識に係る不正リスク対応手続、会計上の見積りの監査及び実証手続に係る監査手続について、業務執行社員との討議や関連する監査調書の査閲を十分に実施することなく、監査チームによる重要な判断及びその結論には問題がないものと判断している。このため、審査担当者は、審査の過程で、今回の審査会検査で検証対象とした個別監査業務において検出された重要な不備を含む複数の不備を指摘できていない。

(品質管理レビューでの指摘事項の改善状況)

監査チームは、品質管理レビューでの指摘事項を踏まえた自己点検を実施する際、チェックリストに記載した当該指摘事項と同一の不備の有無を確認するにとどまり、当該チェックリストを用いた深度ある点検を実施していない。また、審査担当社員は、当該自己点検の実施状況について審査を実施する際、当該チェックリストに対応する監査調書を形式的に確認するにとどまり、監査調書の内容について深度ある検証を実施していない。このため、今回の審査会検査で検証対象とした個別監査業務において、協会の令和6年度品質管理レビューと同様の、仕訳テストに係る重要な不備を含む複数の不備が検出されており、品質管理レビューでの指摘事項に対する改善が十分に図られていない。

(定期的な検証)

定期的な検証の担当者は、定期的な検証において、チェックリストの各チェック項目に該当する監査調書の形式的な確認を行うにとどまり、監査調書の具体的な記載内容の深度ある検証を実施していない。このため、今回の審査会検査で検証対象とした個別監査業務の全てに係る過年度の監査業務を対象に実施した定期的な検証において、今回の審査会検査で検出された重要な不備を含む複数の不備と同様の不備を指摘できていない。

このほか、理事会決議事項、神戸事務所の社員の評価及び報酬の決定、監査業務に係る指揮・監督及び査閲、重要性の基準値に係るガイダンス並びに日常的なモニタリングの結果の評価に不備が認められる。

このように、当監査法人の品質管理態勢は、検証した範囲において、独立性に係る検討、監査業務に係る審査、品質管理レビューでの指摘事項の改善状況及び定期的な検証に関して重要な不備が認められるほか、広範かつ多数の不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

3. 個別監査業務

業務執行社員及び監査補助者は、監査の基準及び現行の監査の基準が求める手続の水準の理解が不足していることに加えて、理解が不足していることを自覚できていない。

また、業務執行社員及び監査補助者は、被監査会社による会計方針や会計上の見積りにおける主張、開示内容に対して、批判的に検討する意識が不足している。

さらに、業務執行社員は、監査補助者（監査手続を実施した業務執行社員を含む。）を過度に信頼しており、監査補助者に対する適切な指揮、監督及び監査調書の査閲を実施していない。

これらのことから、不正リスク対応手続、仕訳テスト、工事原価総額の見積り、関係会社株式の評価及び売掛金確認手続が不十分といった重要な不備が認められる。

上記のほか、重要性の基準値、原価回収基準の適用、仕訳テスト（入力者の適切性）、固定資産の減損の兆候把握、固定資産の減損（専門家の業務の利用）、棚卸資産の評価に係る監査手続、棚卸資産の評価（重要な仮定）、構成単位の監査人による作業の妥当性の評価、重要な構成単位、連結子会社の会計処理の統一、関連当事者取引の注記及び継続企業の前提に係る検討が不十分、また、不正な収益認識、固定資産の減損の認識判定、固定資産の減損損失の測定、固定資産の減損（本社費の配賦）、繰延税金資産の回収可能性、売掛金の確認、棚卸資産（仕掛品）、棚卸資産（期末単価）、重要な勘定残高、税金・税効果会計、売上原価、セグメント情報及び連結プロセス（棚卸資産に係る未実現利益）に係る実証手続が不十分、さらに、不正リスクに対応する内部統制の識別及び評価、内部統制の不備の検討、IT全般統制の評価、IT全般統制（母集団の正確性）並びに委託業務（年金資産）に対する内部統制に係る手続が不十分、くわえて、監査役等とのコミュニケーション及び監査概要書が不適切といった、広範かつ多数の不備が認められる。

このように、検証した個別監査業務において、重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められており、当監査法人の個別監査業務の実施は著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

お問合せ先
公認会計士・監査審査会事務局
審査検査課
（代表） 03-3506-6000（内線 2486）